

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

与那原町長 照屋 勉

市町村名 (市町村コード)	与那原町 (473481)
地域名 (地域内農業集落名)	大見武地区 (大見武)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大見武地区の農業は、農業従事者の高齢化とともに、農家戸数や農家人口の減少傾向が続いています。また、都市化の進展に従い、周辺農地の他用途への転用が進むとともに、農地を生産財としてではなく資産として保有する傾向が拡大し、農地の流動化の停滞、並びに高齢化に起因する耕作放棄地の増大等の様々な課題を抱えています。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業は本町の基幹産業のひとつであり、農産物の自給率向上はもとより農業の有する多面的機能(国土や自然環境の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、文化の伝承等)や6次産業化などに着目する視点から、今後とも農業の持続発展を推進するとともに、その基盤である農村の振興に努めるものとし、農業経営の安定と生産性の向上を図るため、認定農業者等担い手の育成や地域農業集団の育成、施設や機械の共同利用を推進することを目標とする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及び土地改良区内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用し、認定農業者と認定新規就農者に農地を集積すると同時に、中心経営体になりうる担い手または新たな中心経営体による農地の集約も図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化や耕作者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地バンクの機能の活用を農地所有者に働きかけ、担い手への集約を今後も進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に取り組むべき農地の整備については、基盤整備事業を完了しているので、取り組む予定はない。今後は、必要に応じ、かんがい排水事業等の整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
持続可能な経営体となるよう担い手の育成を図るために、与那原町及びJA等の関係機関と連携しながら相談から定着までサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービス事業者等が実施できる作業は農家が希望する場合は可能な範囲で委託し、効率的な農業経営を図る。今後は農業支援サービス事業者に対し、全ての農作業が委託できるような農業支援サービス事業の充実を関係機関に要望する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①南部地区営農振興センターと協力し鳥獣被害の状況を把握し、被害のある農地での対策に励む。